

令和2年度第2回個人住民税検討会

日時：令和2年9月18日(金)13:30～

場所：WEB会議にて開催

1 開会

2 議題

(1) 上場株式の配当等への課税方式の選択

(2) 個人住民税の現年課税化

3 閉会

(配布資料)

資料1 上場株式の配当等への課税方式の選択

資料2 個人住民税における配当所得に係る申告手続の簡素化

資料3 上場株式等に係る配当所得の課税方式に関するアンケート結果

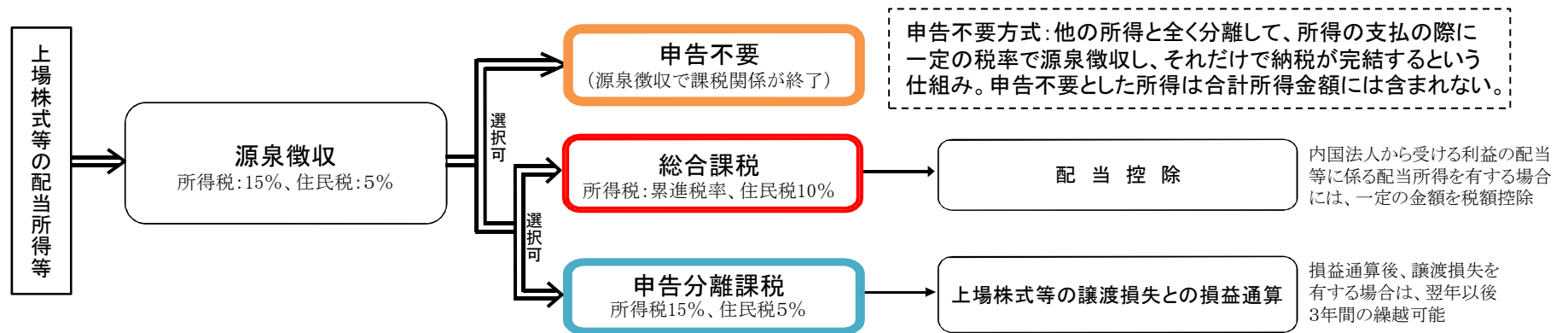
資料4 個人住民税の現年課税化（昨年度までの本検討会における議論等）

上場株式の配当等への課税方式の選択

上場株式等の配当所得等に係る課税方式

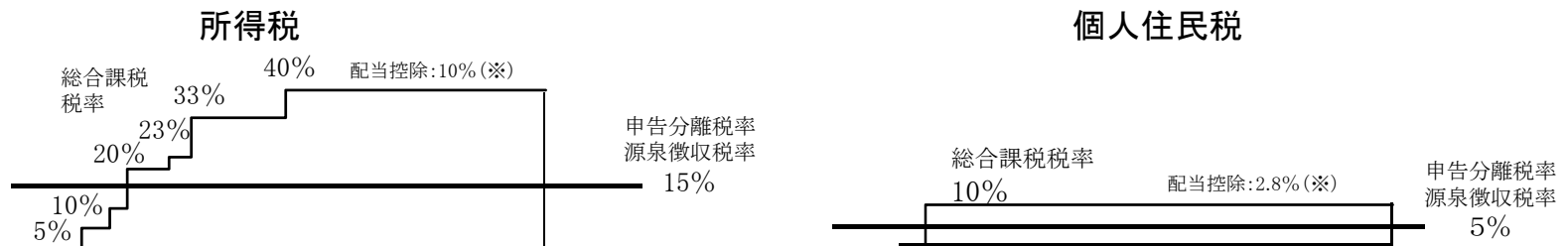
○ 上場株式等に係る配当所得等については、①総合課税方式、②申告不要方式、③申告分離課税方式の3つの課税方式があり、納税義務者が所得税の確定申告及び個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能。

※ 所得税の確定申告書を提出し、個人住民税の申告書を提出しない場合には、個人住民税の申告書が提出されたものとみなされ、所得税と個人住民税で同様の課税方式を選択したこととなる。



○ 具体的には、所得税・個人住民税の税額計算や国民健康保険等の他制度における影響を踏まえ、所得税で総合課税方式又は申告分離課税方式を選択し、個人住民税では申告不要方式を選択するといったケースがある。

(参考) 所得税・個人住民税の税率構造



※ 課税所得1000万円以下、剰余金の配当等に係る配当所得の場合の控除率

平成15年度改正の概要

【改正内容】

- 上場株式等の配当や譲渡益等について、源泉徴収(所得税15%、個人住民税5%)のみで納税が完了する仕組み(申告不要制度)を導入。
- 上記について、5年間の優遇税率(所得税7%、個人住民税3%)の特例を創設。(その後延長され、計10年間継続)

従来の金融・証券税制に対し、個人投資家の間には、「新証券税制が複雑で分かりにくい」ということのほか、「税務当局に関わりたくない」という不満があった。(略) 政府内においても金融・証券税制について「貯蓄から投資へ」との課題への対応や簡素化が強く要請された。こうした中で配当課税及び株式譲渡益課税について、預貯金並の手軽さで株式投資ができる税制とすることが求められたところである。

平成15年度税制改正においては、こうした状況の下で、将来の利子・配当・株式譲渡益に対する課税の一体化を視野に入れ、金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化が重要な政策課題となっていることから、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について 一律20%(国税15%、地方税5%)の源泉徴収のみで納税が完了する仕組み(申告不要)を導入することとされた。

さらに、「貯蓄から投資へ」との現下の政策課題に対応し、個人投資家の積極的な市場参加を促す観点から、これらの所得について今後5年間は10%(国税7%、地方税3%)の優遇税率を適用することとされた。

また、これらの所得について 申告不要とし、納税義務者は、源泉徴収のみで課税関係を完了させるか、又は、申告して配当控除や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、各種の所得控除や税額控除の適用を受けること等により税負担の軽減するか、いずれかを選択することができることとされた。

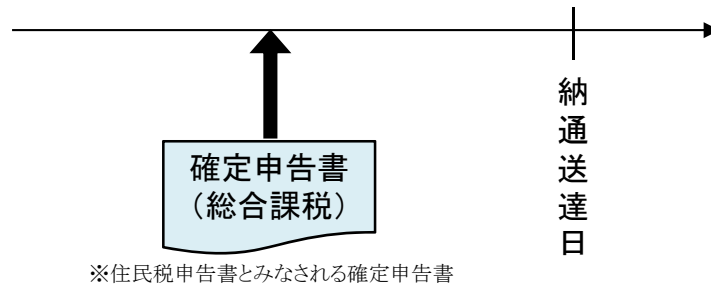
(改正地方税制詳解(平成15年)より抜粋)

平成29年度改正の概要

【改正内容】

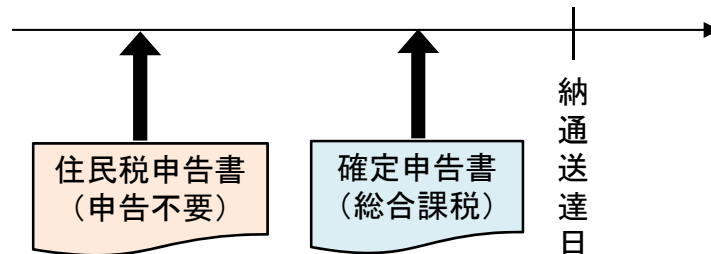
- 現行法上においても、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することが許容されると考えられていたが、市町村が判断に迷うケースがあったことから、異なる課税方式を選択できることを明確化するために、**確定申告書を提出した後、住民税申告書を提出した場合における課税方式の決定等についての規定を整備。**

<確定申告書のみ提出し、住民税申告とみなされる場合>



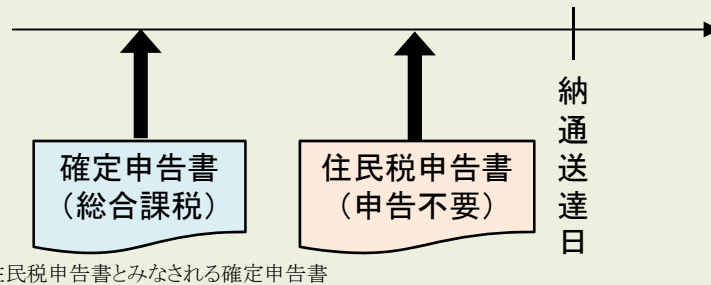
所得税:総合課税
個人住民税:総合課税

<住民税申告書を提出した後、確定申告書を提出した場合>



所得税:総合課税
個人住民税:申告不要

<確定申告書を提出した後、住民税申告書を提出した場合>



所得税:総合課税
個人住民税:申告不要or総合課税
※市町村の判断により決定

平成29年度改正により明確化

最近の国会でのやりとり（衆・予算委員会第三分科会（令和2年2月25日））

○大岡分科員 次に、この時期、非常に多いのが、株式の配当の扱いでございます。

特に目立つというか案件が多いのが、年金生活をしながら株式配当を受けておられる方。これは、現在のルールでは、分離課税、それから年金なども合算しての総合課税、そして申告不要、この三つを選べるようになっております。

これをやってしまうと一体どうなるかといいますと、所得税上は、配当も含めて総合課税を選択して、低い税率を選択する。その上で、地方税、地方の住民税の扱いについては、これを合算せずに申告不要とする。そうしないと各種保険料とかにはね返るといふことで。この確定申告の時期に、国と地方でばらばらの対応をしまっている、まあ、ばらばらの対応ができるようになってしまっているというのが現状です。

あわせて、当然、ばらばらの対応をすればどうなるかという、地方の収入は減ります。地方の収入は、申告不要扱いにして、小さく見せることができるようになってしまいます。

したがって、年金生活をしながら株式の配当を受けておられる方というのは、国から見た場合のこの方の収入と、地方から見た場合のこの方の収入というのは、全然違う数字が出てきてしまっているというのが現状です。

現在、マイナンバーを含めて導入をして、国民共通の基準をもって、本来、国から見ても地方から見ても所得は所得として把握をする。その上で、どう課税するか、どう賦課するかというのは当然地方の裁量が私にはあってもいいと思いますけれども、少なくとも国民の所得に関しては、国から見ようと地方から見ようと同じ数字をもって把握をして、その上で、国がどう賦課するか、地方がどう賦課するか、それはそれぞれの自主性をもって進めていくべきだと思います。

したがって、この時期、当然、各税務署、それから税理士さんを悩ませる選択制でございますが、将来的には、この二重化ではなくて一本化、二重化というか三重化ではなくて一本化を目指していくべきだと思いますが、総務省の考えを教えてくださいたいと思います。

○政府参考人 お答えを申し上げます。

上場株式等の配当につきましては、所得税、個人住民税ともに、納税義務者により、総合課税、それから申告不要、申告分離課税が選択可能な仕組みとなっております。

こうした仕組みですが、個人投資家の市場参加を促す観点から段階的に導入されたものでございますが、いずれの改正時におきましても、納税義務者が所得税と個人住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択することを法令上許容してきたところでございます。

このように、課税方式の選択については従来から許容されておりましたが、二十九年度改正でこのことを法令上明確化したこともありまして、御指摘のとおり、所得税は配当を含めて総合課税、それから住民税は申告不要とする方法を選ぶケースがあるということは認識しております。

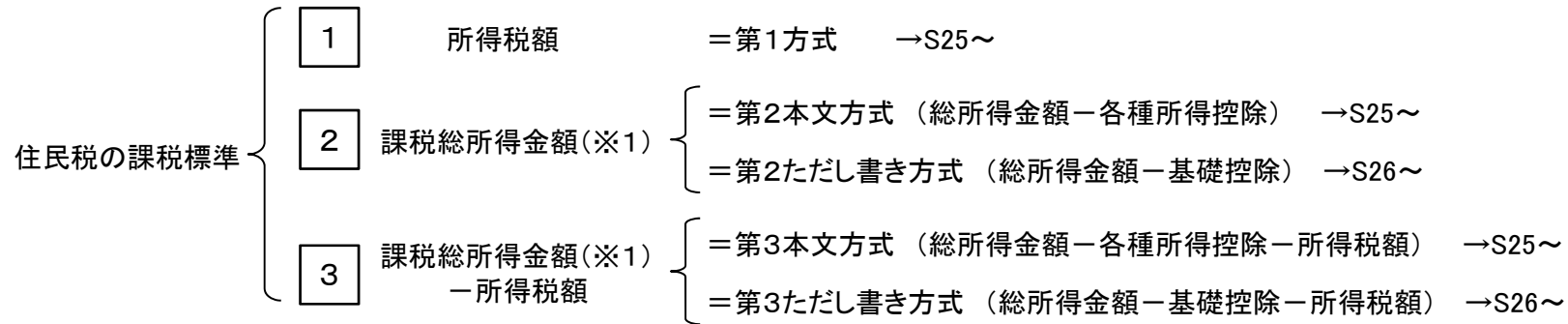
個人住民税の課税の基礎となるべき所得金額につきましては、所得税における所得金額を基準とすることとしております。したがって、基本的には、所得税の所得と個人住民税の所得は一致することになるわけでございますが、現行制度上、御指摘のような場合において、所得税と個人住民税の所得が異なることとなります。これは、従来から異なる課税方式を選択できることとしている結果であるということで御理解を賜りたいと思います。

所得について一本化すべきとの御提案につきましては、配当所得に係る個人住民税の基本的なあり方にかかわる問題でございます。制度導入の経緯等を踏まえつつ、慎重に検討する必要があると考えております。

(参考) 所得割の課税方式について

- シャウプ勧告(昭和24年)において、**住民税の課税標準は所得税法の規定によるもの**として、3方式から1方式を選択するものとされた。さらに、昭和26年度から2方式(いわゆる、ただし書き方式)が追加された。
- 昭和37年度以降は、国税改正の影響が自動的に住民税に及ばないようにするとともに、課税方式の簡素合理化を図る観点から、**住民税の課税標準は、所得税法の規定によるものから、住民税独自のものとして規定**された。

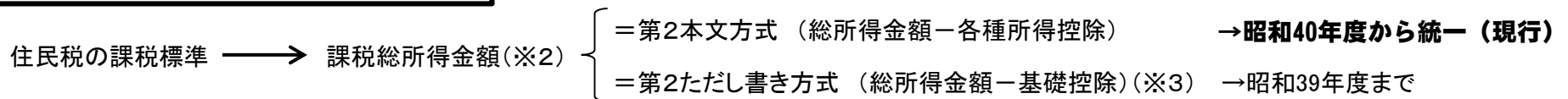
昭和36年度までの課税方式(所得税準拠)



(※1)課税総所得金額 =

本文方式	「 所得税法の規定による総所得金額 」-「 所得税法の規定による各種所得控除 」 (雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、 生命保険料控除、基礎控除、扶養控除)
ただし書き方式	
「 所得税法の規定による総所得金額 」-「 所得税法の規定による基礎控除 」	

昭和37年度以降の課税方式(住民税独自)



(※2)課税総所得金額は、所得税の規定によるものから、**住民税独自の課税総所得金額(課税標準)**として規定。あわせて、所得控除(基礎控除、扶養控除等)についても、所得税の規定ではなく、住民税独自の各種所得控除の規定として整備。

(※3)昭和39年度分に限り、基礎控除及び扶養控除を行った金額を課税標準とする。

(参考) 所得税と個人住民税における所得計算

○ **所得の二重調査に伴って納税者に与える煩雑さを避け課税の簡素合理化に資する見地から、原則として地方税法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除き、所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得計算の例により算定するものとされている。**

○ 地方税法

(所得割の課税標準)

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二条第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定するものとする。ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

(参考) 所得税と個人住民税で所得計算が異なる例

	概要	理由
純損失の繰戻還付	所得税においては、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた純損失を前年に繰戻し、前年の所得税額を還付する制度がある一方、個人住民税では認められていない。したがって、 <u>所得税において純損失の繰戻しを選択した場合には、翌年に繰り越される損失の額が所得税と個人住民税で異なることとなり、翌年以降の総所得金額等も所得税と異なりうる。</u>	地方団体の財政規模が小さいために、純損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その財政の運営に支障をきたすものと考えられたため。
青色事業専従者控除	事業専従者が支払を受ける給与の額は、一定の要件の下で当該事業を営む納税義務者の事業所得の計算上必要経費に算入することができる。ただし、この特例の適用を受けた事業専従者である親族は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しないこととなる。 一定の事業を営む納税義務者がこの親族について、 <u>所得税では控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として申告する一方、個人住民税では事業専従者として申告する場合、所得税では事業所得の必要経費に算入されず配偶者控除又は扶養控除を受けることとなり、個人住民税では事業所得の必要経費に算入されることから、総所得金額が所得税と異なりうる。</u>	青色事業専従者控除については、所得税と個人住民税とで異なる適用とすることが可能であり、その結果として所得計算が異なることとなるため。

参 考

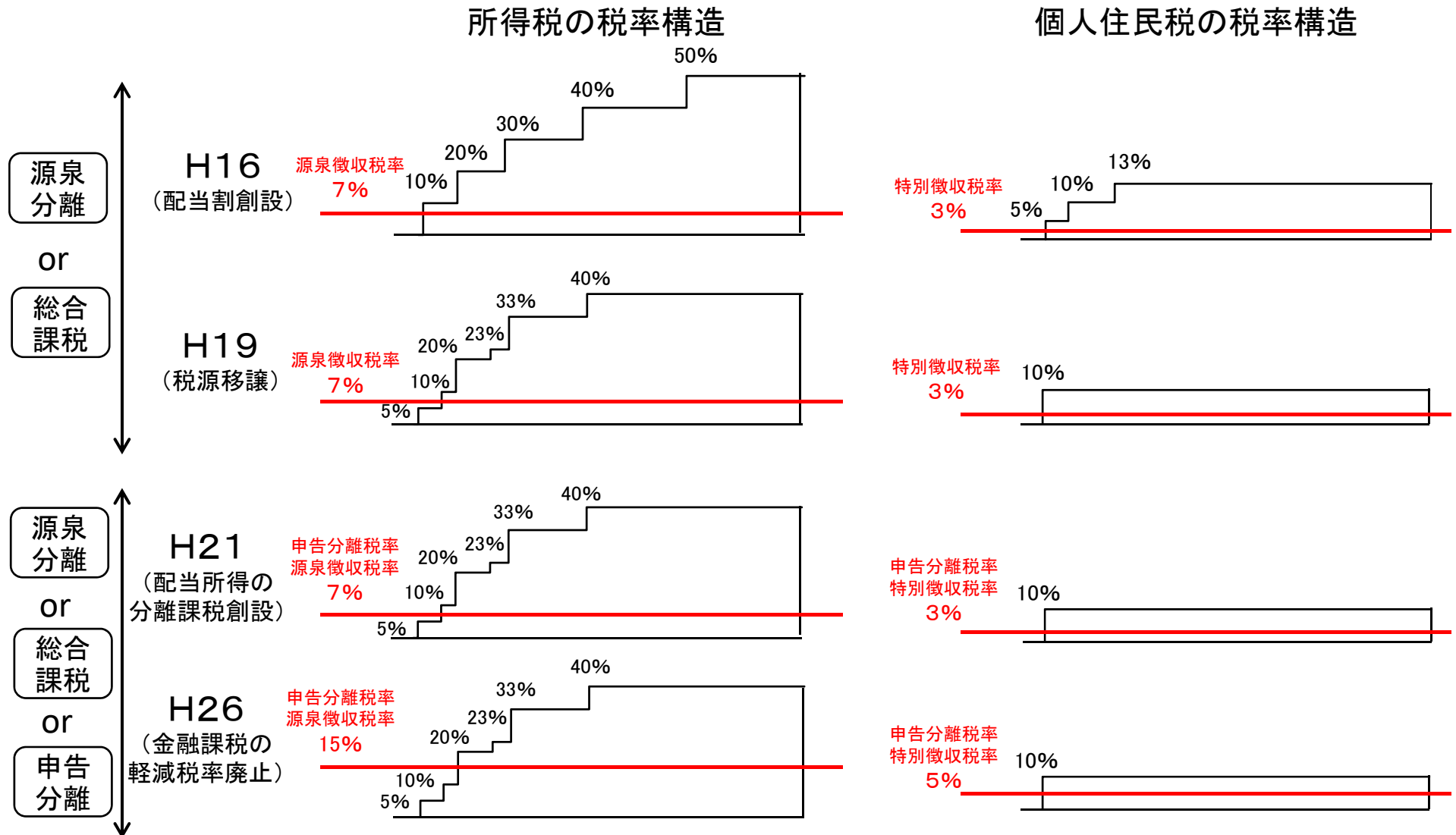
利子、配当、株式等の譲渡益等に係る住民税の税率・課税方式

	税率		課税方式	
	住民税	(参考)所得税		
預貯金の利子	5%	15%	利子割により源泉徴収方式で課税(源泉分離課税)	
特定公社債の利子等	5%	15%	配当割により源泉徴収方式で課税(申告不要)。 申告分離課税も選択可能(※)	
配当等	上場株式等	5% (～H25:3%)	15% (～H25:7%)	配当割により源泉徴収方式で課税。(申告不要) 申告分離課税・申告総合課税も選択可能(※)
	上場株式等以外	10%	最低5%・最高45%	申告総合課税
株式等 譲渡所得	上場株式等	5% (～H25:3%)	15% (～H25:7%)	源泉徴収選択特定口座分:株式等譲渡所得割により源泉徴収方式で課税(申告不要)。申告分離課税も選択可能(※) その他:申告分離課税
	上場株式等以外	5%	15%	申告分離課税
(参考)給与所得等	10%	最低5%・最高45%	総合課税	

※この場合、配当割額(株式等譲渡所得割額)が税額控除される

所得税・個人住民税の税率構造

○ 制度導入以降、平成19年度の税源移譲等によって、適用される税率が変化してきている。



個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る 申告手続の簡素化について



日本税理士会連合会 調査研究部

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階

☎ 03-5435-0931 📠 03-5435-0936

✉ gyomu1@nichizeiren.jp

上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度

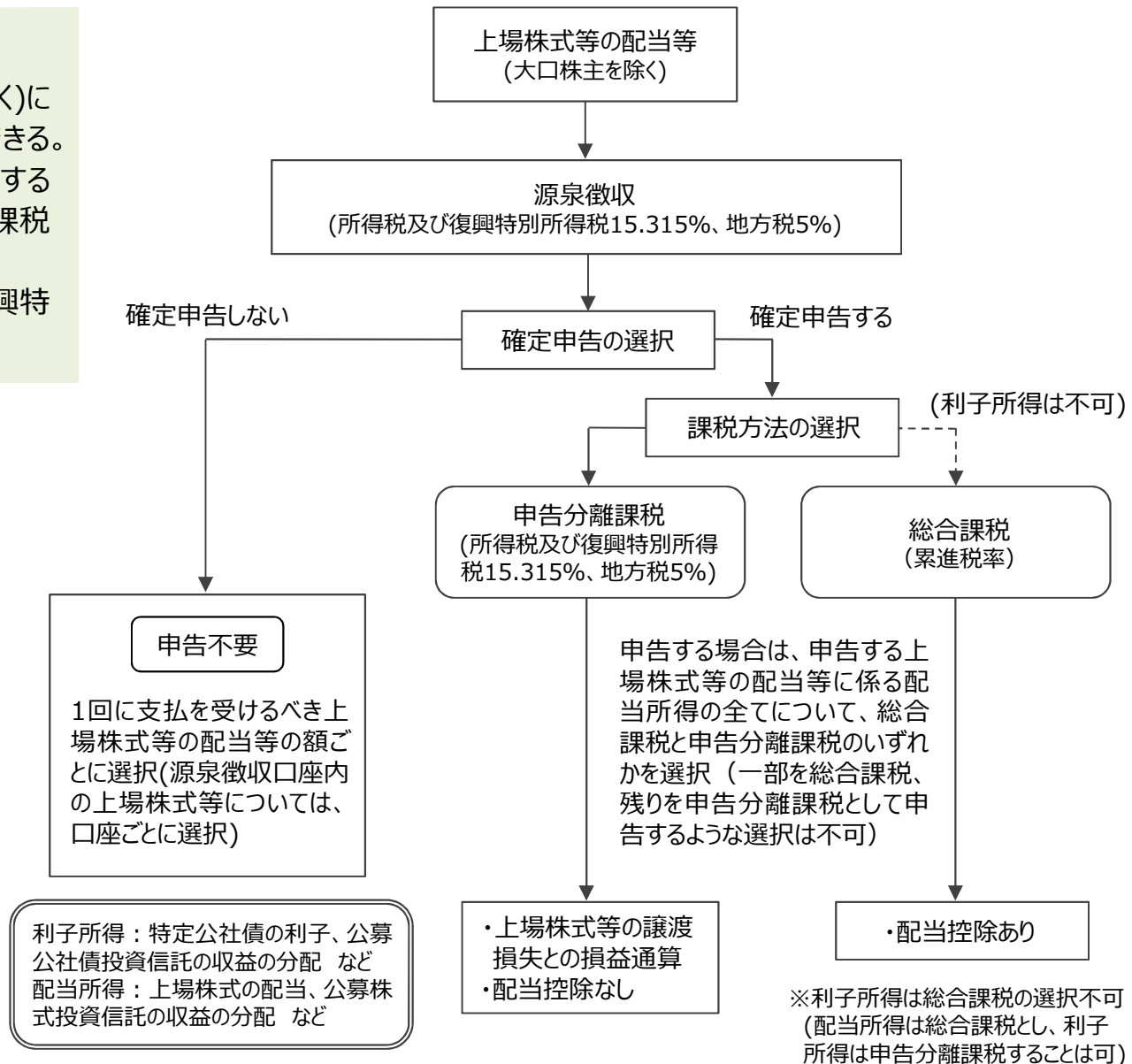
➤ 制度の概要

■ 概要

上場株式等の配当等(一定の大口株主等が受けるものを除く)については、総合課税に代えて申告分離課税を選択することができる。

なお、上場株式等の配当等を申告する場合には、その申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することになる。

また、申告分離課税の税率は、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用される。



平成29年度税制改正において

- 平成29年度税制改正において、上場株式等の配当所得等について、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択できることが地方税法において明確化された

平成29年度税制改正の大綱（抄）（平成28年12月22日閣議決定）

一 個人所得課税

6 その他

（地方税）

（9） 上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する。

これを受け、総務省では「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正について」(平成29年4月1日 総税市第26号)を各地方団体に通知し、上場株式等に係る配当所得等の課税方式について適切に取り扱うよう要請した。

具体的には、個人住民税の申告書と所得税の確定申告書の両方が提出された場合において(通常は所得税の確定申告書のみを提出することにより申告実務は完了しているが、別途に個人住民税の申告書も提出された場合が該当する)、個人住民税における上場株式等の配当等について、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して決定することとした。

整理すると...

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式
譲渡所得 ※1	源泉徴収ありの特定口座の場合	● 申告不要 ● 申告分離課税 から納税者が選択	● 申告不要 ● 申告分離課税 から納税者が選択
	上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税
配当所得	大口株主に該当しない場合	● 申告不要 ● 申告分離課税 ● 総合課税 から納税者が選択	● 申告不要 ● 申告分離課税 ● 総合課税 から納税者が選択
	大口株主(発行済み株式の3%以上保有)の場合	総合課税 ※2	総合課税

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

※1 取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

※2 少額配当(年1回配当の場合1銘柄10万円以下)に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可(住民税は総合課税のみ)。

日本税理士会連合会 令和3年度税制改正に関する建議書 概要

- 上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式につき、所得税確定申告書に記載欄を設けて選択可能とすべき

＜配当所得の課税方式の選択例＞

	選択パターン①	選択パターン②
所得税	総合課税	申告分離
住民税	申告不要	申告不要

地方団体の対応

- 所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別途住民税の申告が必要
- 個人住民税は電子申告に対応していない
- 選択する課税方式の申告方法や申告様式は地方団体によって区々

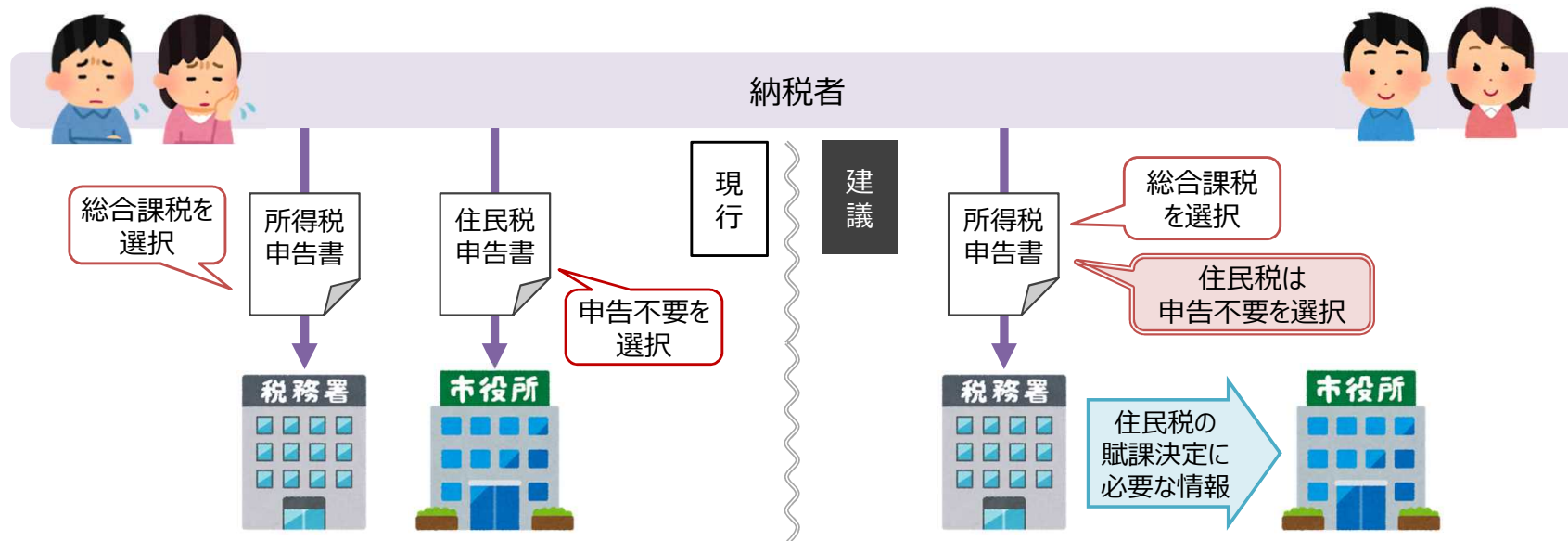
(例)・独自の専用申出書を提出する

- ・住民税申告書に選択する課税方式と所得税と異なる項目のみ記載して提出
- ・住民税申告書に選択する課税方式と全欄を記入して提出
- ・口頭で課税方式や所得税と異なる点を伝える

事務負担 **大**

建議

- ・ 所得税の確定申告書に配当所得等の取扱いに関し必要な記載欄を設け、納税者が容易に課税方式を選択できるようにすべき



上場株式等に係る配当所得の課税方式に関するアンケート結果

【実施概要】

- 趣旨… 所得税の申告書に住民税で選択する課税方式を付記することで住民税の申告を不要とする制度改正に対する納税者のニーズを把握するため
- 期間… 令和2年6月1日～30日
- 対象… 日本税理士会連合会及び各税理士会の調査研究部委員(有効回答77人)

【質問】

- 問1 令和元年分の確定申告において、課税所得900万円以下の顧客数をお聞かせください。
(注) 課税所得900万円超の場合は、所得税・住民税ともに申告不要制度を適用するのが最も税負担が少ないため、異なる課税方式を選択するニーズはないものとみなし、アンケートの対象外とした。
- 問2 令和元年分の確定申告における配当所得等の課税方式の適用状況についてお聞かせください。
(1) 課税所得900万円以下で、所得税で総合課税、住民税で申告不要を選択
(2) 課税所得900万円以下で、所得税で申告分離、住民税で申告不要を選択
(3) 課税所得900万円超で、所得税で申告分離、住民税で申告不要を選択
- 問3 現行制度に対するご意見をお聞かせください。
① 確定申告書に付記することで住民税の課税方式を選択できるようにすべき
② 所得税で選択した課税方式を住民税にも強制適用すべき
③ 現行制度のままでよい

【結果】

《合計》

問1	4,610人
問2(1)	180人
(2)	151人
(3)	70人

■全納税者中における該当者数の試算

8,110万人 ←

317万人(約3.9%)

267万人(約3.3%)

〈平成29年課税所得別納税者数〉

695～900万円 220万人

330～695万円 840万人

195～330万円 2,100万人

0～195万円 4,950万人

(出展)財務金融資料集 税制編
衆議院調査局財務金融調査室／2018.4

問3	① 確定申告書に付記することで住民税の課税方式を選択できるようにすべき	52人(72%)
	② 所得税で選択した課税方式を住民税にも強制適用すべき	17人(24%)
	③ 現行制度のままでよい	3人(4%)

【主な意見】

〈問3①についての意見〉

・住民税の申告書が、市町村ごとに統一されていない。
・それぞれの市町村の申告書を入力する必要がある。
・税務署から市町村に連絡する情報と、市町村に提出した申告内容が不一致になるので、市町村の税務担当部署で事務が煩雑になる。

以上により、所得税の確定申告書で住民税の課税方式を選択できるようにすべき。

※ 配当の総合課税・申告不要により健康保険料の負担額が変わるので、〈税+保険料〉を計算する必要がある。配当の課税方式によって健康保険料が影響を受けない仕組みとすべきである。

住民税の申告書及び申告書付表(課税方式選択用)の書式が異なるため、各市町村の様式をダウンロードする等して対応する必要がある。

課税方式の選択が確定申告書に付記することで対応可能となることが望ましいが、公的年金受給者で住民税のみ申告を要する納税者も多数いるため、課税方式の選択を含めeLTAXを利用して住民税の電子申告が可能となるよう検討すべきである。

所得税申告書の「住民税に関する事項」を有効に活用し、納税者利便の向上に帰すべきである。

納税者は所得税の申告データが住民税に生かされているとの認識が強い。所得税申告が必要な納税者は住民税の申告を改めて行う必要がないように、お互いの事務効率等に配慮すべきである。

〈問3②についての意見〉

確定申告期には大量の件数を決められた期限までに処理する必要があり、個々の案件について、税務上の有利不利を判断する時間は実際はほとんどありません。税理士の負担と、責任を減らす方法として所得税と同様の方法を強制的に適用していただければと思います。

<p>納税者、税理士、課税市町村における事務処理の煩雑さを考慮して、申告分離で統一すべきだと思います。</p>
<p>現状は、税理士にとって、有利不利の判断誤りのリスクと事務負担の両方がのしかかっている状況である。そもそも異なる課税方式を選択可能とする必要性は乏しいと思うので、同一の課税方式を強制適用することで両方の解決を図るのがベストと考えるが、次善の策として確定申告書への付記で足ることとし、事務負担だけでも解消すべきと考える。</p>
<p>同じ所得について国と地方で異なる課税方式をとることについて、有利不利の試算をすることが必要となり申告書作成の手間が増える。簡素な方式のほうが納税者・課税側の双方にとって事務手数が減少し良いと思う。</p>
<p><その他の意見></p>
<p>住民税の申告書を電子申告できるように改正(市町村の書式を統一)</p>
<p>株式の配当も含め株式がある方は特定口座の方が多く、源泉徴収されるので、有利不利まで細かく吟味することは少なく、ざっくり損失の繰越の場合に特に確定申告する以外はあまり、関与していないのが現状です。</p>
<p>現行制度を前提とするのであれば、確定申告書に付記する方法が最良であると考えますが、そもその問題として、有利不利が税制にとどまらず、国民健康保険料等の保険料や医療機関における窓口負担、児童扶養手当等にまで影響しており、税・社会保障を一体的に見た場合は安定的な制度とはいえない。住民税の課税所得等に依存している社会保障分野の問題ではあるが、見方によっては税制が社会保障分野を歪めているともいえることから、もう少し簡素にすべきであると考えます。</p>
<p>問3の意見には、実務的には所得税・住民税とも同一課税方式が望ましいが、納税者の観点からは、選択方式がよい。 今回のアンケートとは違うが、各種所得控除も国・地方税とも同一所得控除が望ましい。</p>

個人住民税の現年課税化

(昨年度までの本検討会における議論等)

1 個人住民税の現年課税化の議論の背景

個人住民税の現年課税化の議論の背景

所得税と個人住民税の仕組み

所得税：収入発生に並行して、当該年の所得確定時よりも前倒しで、当該収入から差し引いて徴収し（源泉徴収・予定納税）、所得確定後、当該所得に応じた税負担となるよう調整（年末調整・確定申告）する仕組み。

個人住民税：前年所得に基づき、課税する市区町村において当該所得にかかる税額を算出・決定し、賦課・徴収する仕組み。

※ 本検討会においては、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとしている。

① 個人住民税が前年の所得に課税する仕組みとなっている理由

- 所得税のように、納税者が、自らその税額を計算し、納付する申告納付制度の方が、所得の現況にも適合したより適切な仕組みである。
- しかしながら、所得税と同様の仕組みを個人住民税にも採用する場合、所得の把握等について、所得税・個人住民税での手続きに重複感が生じる。
- 所得税において確定した前年の所得を用いることで、個人住民税の税額計算のために、原則として、個人住民税独自の申告等を納税者に求める必要はなくなり、簡素な徴収の仕組みとすることが可能となる。

（「平成18年度個人住民税検討会報告書」より抜粋）

② 現年課税化による効果に関する指摘

- 所得発生時点と納税の時点を近づけることにより、特に前年より所得が減少した者の負担感が減少する。
- 収入発生時に税を徴収するため、徴税が容易になり、税収の安定的な確保に資する。
- 所得税と同時期に課税が行われる結果、税を負担する者にとって分かりやすいものとなる。

(「平成18年度個人住民税検討会報告書」より抜粋)

③ 近年における状況の変化

- 働き方の多様化(※1)により、前年から収入が大きく減少する納税者が今後さらに増える可能性がある。
- 外国人労働者が増加(※2)しており、出国により賦課徴収が困難となるケースが今後さらに増える可能性がある。
- ICTの進展やマイナンバーの活用等に伴い、現年課税化による納税者、企業、市町村における負担が軽減されることも想定される。

※1 非正規割合の推移(出典:「労働力調査特別調査」総務省(～2001年)、「労働力調査(詳細集計)」総務省(2002年～))

1984:15.3% → 1994:20.3% → 2004:31.4% → 2009:33.7% → 2014:37.4% → 2019:38.3%

※2 外国人労働者の増加(出典:「外国人雇用状況」厚生労働省)

2009:56.3万人 → 2014:78.8万人 → 2019:165.9万人

(参考)情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

- 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

市町村の税務部局

【課税資料】

給与支払報告書※1
約5,100万人※2

提出

- ※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3
約1,300万人※4

提出

- ※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。
※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】
約2,200万人

税務署から入手

住民税申告書

提出

(国税庁から電子データで送信される)
報酬・配当・利子等の法定調書※5

税務署から入手

- ※5 次の5種類の法定調書。①利子等の支払調書、②報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、③配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤公的年金等の源泉徴収票

氏名・住所・生年月日等により
名寄せ・突合・調査

【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○法定調書等の各種課税資料の調査による情報

国税庁から電子データで送信される法定調書以外のものに係る調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

(参考)マイナンバー制度における「情報連携」による所得情報等の提供

- 各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票の写し、課税証明書等)を省略可能とする等のため、異なる行政機関等の間で情報提供ネットワークシステムを用いた個人情報のやり取り(情報連携)が行われている。

※ 所得情報等の情報提供件数(H29.7.18~R 2.5.7):2,766万件

【事例】児童手当の申請(A市からX市に転居した場合)



所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

(参考) 個人住民税の現年課税化に関する政府税調等における議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

2 今年度の検討会における検討の視点

現年課税化についての主な課題と検討会における議論

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

企業等

- 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
- 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。 ※企業が年末調整を行わない市町村精算方式ではこの課題は生じない。
- 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

市町村

- (年税額と源泉住民税額との差が生じるため)市町村において追徴・還付事務が発生。
※ 特に、企業が年末調整を行わない市町村精算方式では、市町村において大量の追徴・還付事務が発生する。

納税義務者

- 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

令和元年度個人住民税検討会報告書のポイント

第2. 個人住民税の現年課税化

4 今後の展望

働き方の多様化や外国人労働者の増加が今後も進展していく中で、個人住民税の現年課税化に向けた検討の重要性はさらに高まっていくと考えられる。

これまでも本検討会においては、特別徴収義務者や市町村に新たに発生する事務について、様々な観点から課題を整理してきたところであるが、具体的な事務負担の軽減策等について、今後も、引き続き議論を深めていくことが必要である。

今年度の検討会では、市町村精算方式を採用する場合の課題や対応案について検討する中で、市町村における還付や追徴事務の負担を軽減する一つの対応案としてマイナンバーカードによるe-Taxの推進が提案された。マイナンバーカードの普及については、茨城県五霞町の積極的な普及促進の取組が紹介されたが、政府としても、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施や健康保険証としての利用により令和5年3月までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指すとされており、こうした動向を改めて注視していく必要がある。

現年課税化の実現に向けては、今後とも、マイナンバー制度の利活用や企業におけるIT化の更なる進展等を踏まえた課題解決に向けた方策を検討しつつ、納税義務者、特別徴収義務者及び地方団体の理解を得られる案とすることができるといった観点で踏まえ、引き続き検討していくことが求められる。

今年度の検討会における検討の視点

- 現年課税化による企業や市町村における負担軽減に向けて、本年度は、以下のテーマについて、議論を行うこととしてはどうか。(なお、引き続き、納税者における切替時の税負担の課題があることに留意が必要。)

<企業における年末調整事務の負担>

- ・ 所得税の年末調整事務については、令和2年分以降、電子化が開始される予定となっており、こうした取組を参考に、企業における年末調整に係る負担軽減が考えられないか。

<企業における住所地団体の把握、源泉徴収税額の納付>

- ・ 企業における源泉徴収税額の納付事務については、現在、給与所得に係る特別徴収で利用されている地方税共通納税システムの活用が考えられるが、納付先となる各従業員の1月1日現在の住所地団体の把握などの課題について、どう考えるか。

<市町村における還付・追徴事務の負担>

- ・ 先の通常国会において、マイナンバーと個人の銀行口座の紐付けについて議員立法が提出されるなど議論が行われており、仮に、そうしたことが実現することとなれば、市町村における還付事務の負担は軽減されるのではないか。

<課税データを活用している各種制度への影響>

- ・ 市町村における課税情報の名寄せによって得られている個人住民税の課税データは、現在、様々な制度において活用されているが、現年課税化がこうした課税データに与える影響についてどう考えるか。

参 考

個人住民税検討会におけるこれまでの検討

- 平成18年度
 - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
 - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
 - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
 - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
 - ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
 - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
 - ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
 - ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度
 - ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度
 - ・ 市町村精算方式(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)

個人住民税検討会におけるこれまでの検討（地方税の電子化、マイナンバーの活用に関する主な議論）

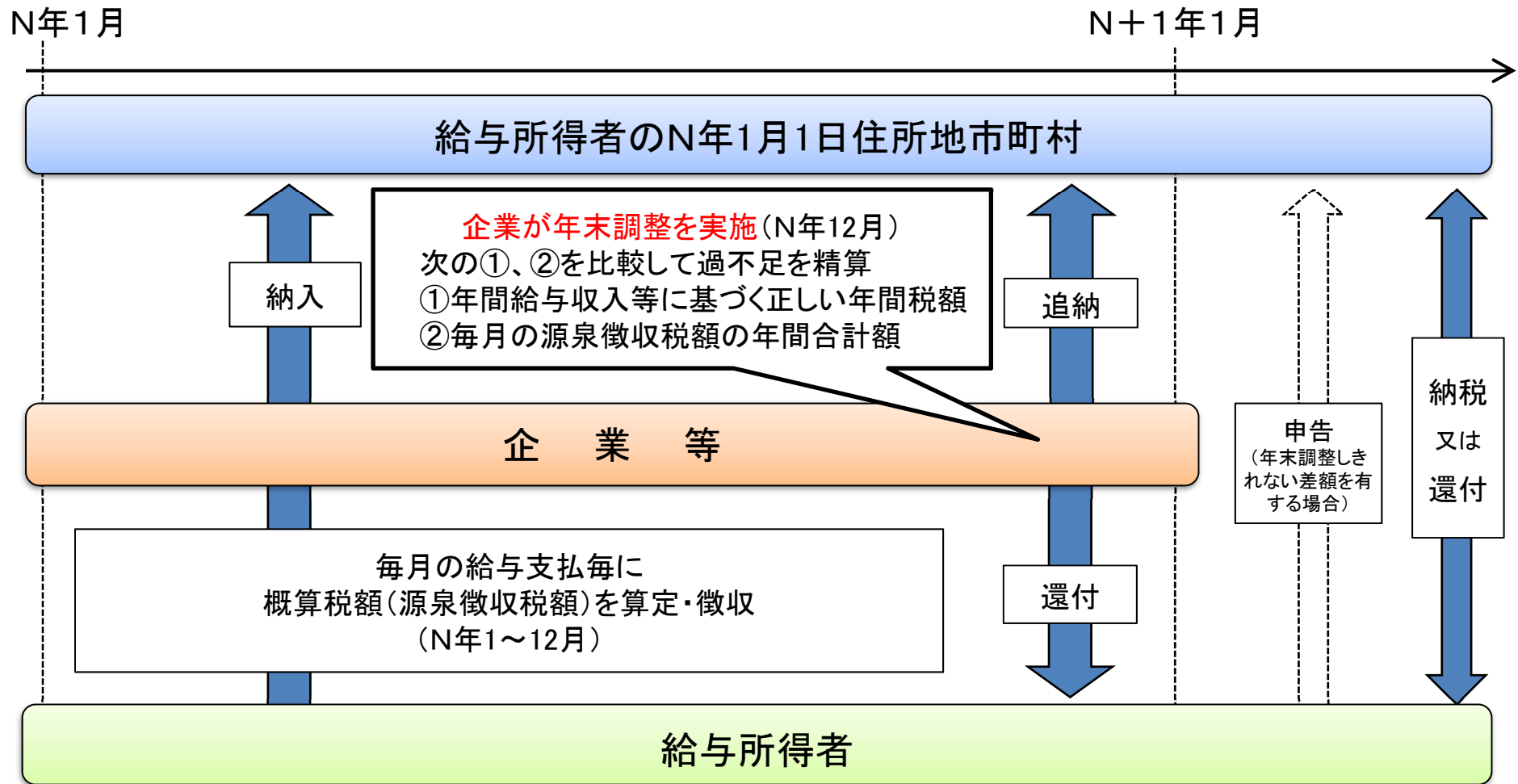
	報告書のポイント
平成27年度	<p>「マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバー利用開始後においても、以下のような課題が考えられる。 ア 1月1日現在の住所地把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間のパート、アルバイトはマイナンバーの提出をためらうことも考えられ、その取得をすることも相当の事務負担になる。 ・ マイナンバーを取得しても企業の側において1月1日時点の住所地把握はできず、事務負担の軽減とはならない。 イ 源泉徴収する住民税額の算定・徴収 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手作業、システム導入のどちらにおいてもマイナンバーを記載するための事務負担は増加する。 ウ 年末調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、市区町村ごとに年末調整に必要な書類のマイナンバー記入箇所が異なる場合、企業側はマイナンバー記入の負担がさらに増大することとなる。 ・ 給与以外の所得については、企業側は、それらの所得を把握する立場にない上、マイナンバーを利用することもできないため把握することができない。 ○ 今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。
平成29年度	<p>「現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき(※)、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性があると考えられる。 ※ システムにおいて税額を自動で計算するためには、全地方団体の税率等の情報を統一的に管理し、公表する仕組みが必要。 ○ 現状においては、給与計算ソフト等を利用せずに、Excelなどの表計算ソフトや紙で計算している企業が中小零細企業を中心に一定程度ある。これらの特別徴収義務者においては、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の事項を反映して年税額を計算することについては、事務負担の増加が見込まれ、対応が困難な場合があると考えられる。特に規模の小さい企業においては、経営者の高齢化によるITリテラシーの問題から今後も課題となると考えられる。 ○ 一方で、近年、システム運用負担の軽減や安価なシステム構築を目的として、クラウドの導入が進んでおり、給与計算ソフトについても、安価で手軽に利用できるサービスが提供されてきている。また、スマートフォンの所有率は年々拡大しており、高齢者層の所有率も高まってきている。今後、クラウド型の安価な給与計算ソフトの普及やスマートフォンの保有率の拡大を背景として、中小零細企業においても、給与計算のシステム化が進んでいく可能性があることから、現年課税化の検討に当たって、企業のIT化の状況について引き続き注視していく必要がある。

個人住民税検討会におけるこれまでの検討（地方税の電子化、マイナンバーの活用に関する主な議論）

	報告書のポイント
平成30年度	<p>「マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況」</p> <p>＜マイナンバーカードの利活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地について、従業員に対し、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり（転居があった場合でも、マイナンバーカードの追記欄により確認可能）、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。 <p>＜マイナポータルの利活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地が自動転記された扶養控除等申告書をダウンロードして、あるいはマイナポータルと連携した民間送達サービスを利用して特別徴収義務者に提出するといったことも考えられる。これにより、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようにとなると考えられる。 ○ 更に、政府においては、企業の負担軽減、行政事務の効率化を図るため、従業員情報の新しい提供方法に関する構想が検討されている。例えば、現在は企業から各行政機関に対し添付書類、調書等が紙で提出されているが、その提出に代えて企業がクラウド上に情報をアップロードし、その情報を行政機関側がデータ照会するという仕組みである。これにより、企業は、各種書類の提出が不要となり、行政機関側からの照会への対応も効率化されるというメリットが期待される。 ○ こうした仕組みを活用し、現年課税化において課題となる企業における源泉徴収及び年末調整における税額計算についても、企業側と市町村側で必要な情報をシステム上共有することで効率化が考えられるのではないかと意見があった。

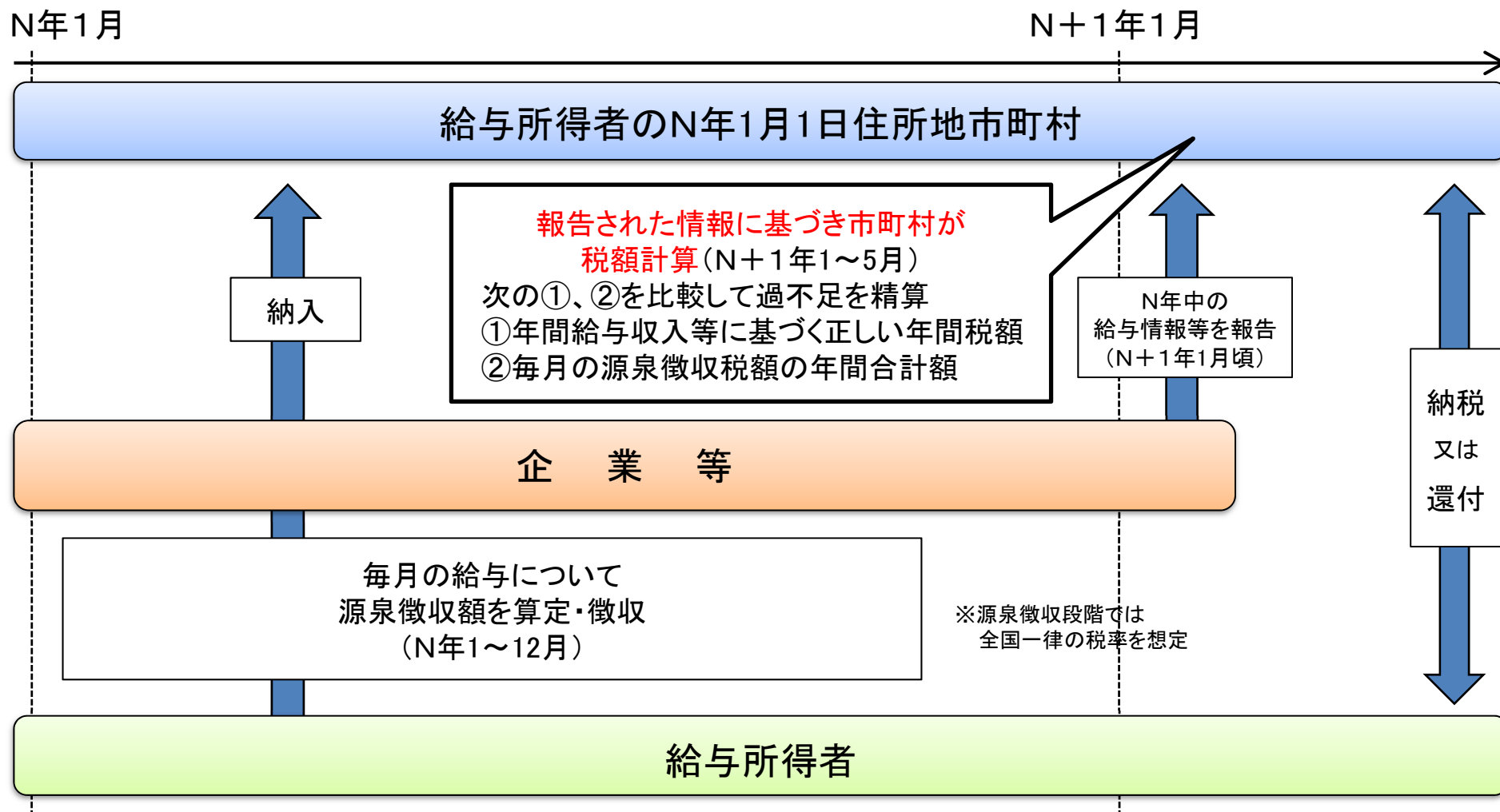
所得税方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。



市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

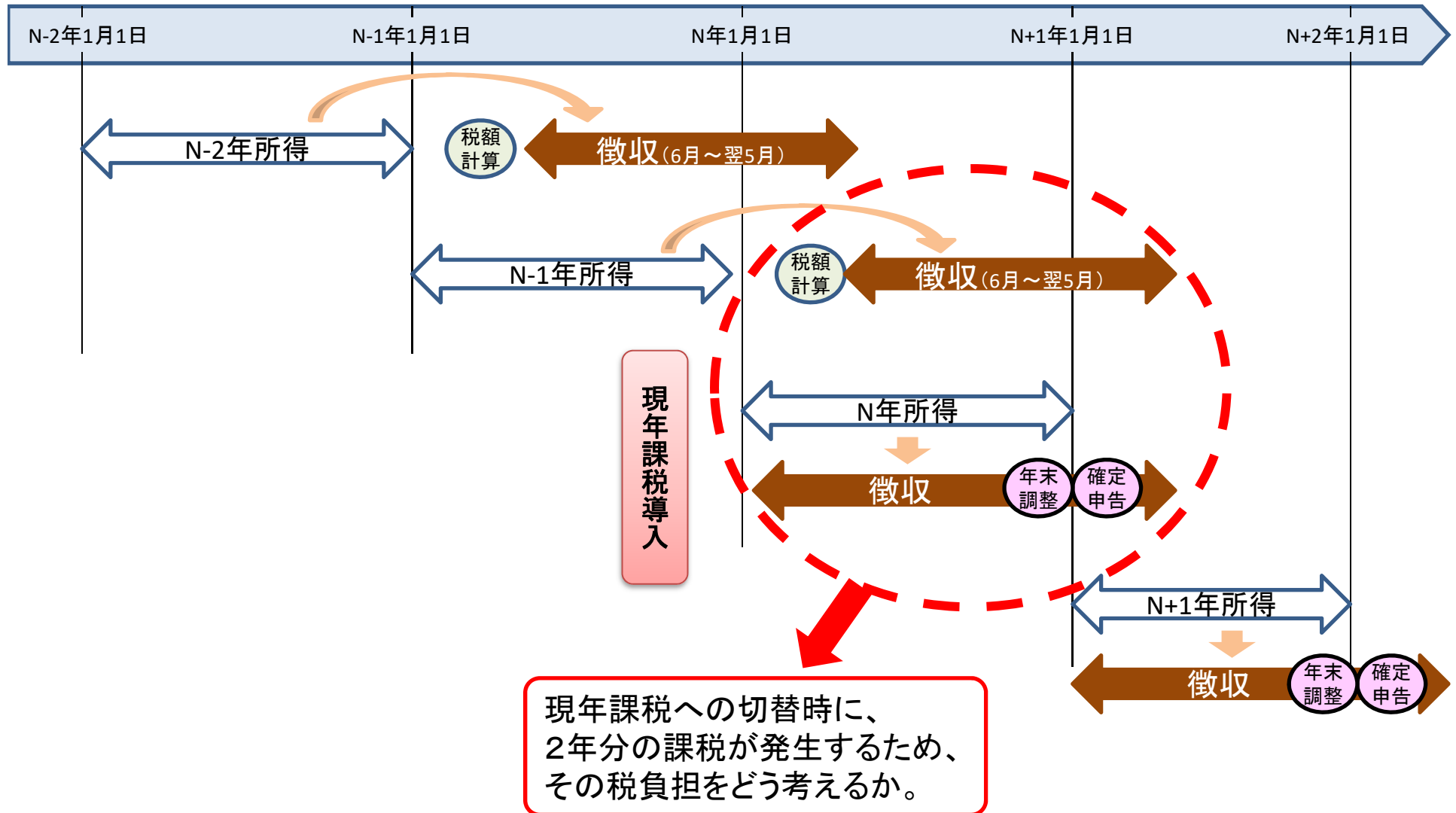
- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。



切替年度の税負担のあり方（イメージ）

N年所得から現年課税を導入する場合

（所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ）



地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

<企業による納税>

■ 地方法人二税等

申告件数：約431万件（法人市町村民税の場合）

■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,183万人

※支払回数：年12回

■ 事業所税

申告件数：約12万件

